

令和6年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年9月5日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
12番	大 石 哲 雄		

欠席議員（1名）

11番 檜 木 正 行

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長 檜 山 裕 子 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	三 浦 誠	住 民 課 副 課 長	笠 松 由 希
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里

建設課長	谷本和久	建設課副課長	樫本貴寿
上下水道課長	谷本誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局 教育委員会事務局 学校給食センター長	瀬田和哉	教育委員会事務局副局長	吉田忠弘
	芦口正史	監査委員	大石哲雄

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 56 号 令和 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 57 号 令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 58 号 令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 59 号 令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 60 号 令和 5 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 61 号 令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 62 号 令和 5 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 63 号 令和 5 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 12 議案第 64 号 令和 5 年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 13 議案第 65 号 令和 5 年度上大中清掃施設組合歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 4 報告第 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 5 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 5 報告第 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 1 6 報告第 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 5 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 1 7 報告第 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 5 年度上富田町下水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 1 8 議案第 6 6 号 上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 6 7 号 上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 6 8 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 6 9 号 令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 0 号 令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 7 1 号 令和 6 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度 第 1 号 公民館事業 南紀の台公民館建設工事）
- 日程第 2 5 議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度 第 2 号 小学校管理事業 朝来小学校屋内運動場空調設備設置（機械設備）工事）
- 日程第 2 6 議案第 7 4 号 物品購入契約の締結について（令和 6 年度 第 1 号 防災対策事業 トイレトラック購入）
- 日程第 2 7 議案第 7 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 7 6 号 町道路線の変更について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 3 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できることを厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

11 番、樫木正行議員から欠席届が出ておりますので、受理いたしました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 3 回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、5 月 1 日から 10 月末までのクールビズ期間において、上富田町議会では、会議でのノーネクタイ、また町のポロシャツの着用を許可しております。本定例会においても実施させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、議長判断により、会議中、暑いときは上着もお取りいただきてよいことになっていますので、執行部も同様といたします。どうぞ暑い方は上着をお取りください。

暫時休憩します。

休憩 午前 8 時 5 8 分

再開 午前 9 時 0 0 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井孝恵）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 2 番、栗田八郎君、3 番、平田美穂君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（松井孝恵）

日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１６日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月２０日までの１６日間に決しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（松井孝恵）

日程第３ 諸般の報告をさせます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和６年６月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第１２１条の規定により出席要求した９月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました陳情書につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日９月５日午後３時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また、質問の形式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求めておられますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和６年第３回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、8月8日に宮崎県日向灘を震源として発生したマグニチュード7.1の地震、8月12日に岩手県に上陸した台風5号、16日に関東地方に接近した台風7号及び28日に鹿児島県に上陸し、和歌山県に接近した台風10号により、甚大な被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

台風10号の接近に際して、本町では幸いにも被害はございませんでしたが、台風から離れた地域においても、大雨による道路の冠水、河川の氾濫、土砂崩れなどの被害が出ております。引き続き地震や台風などの自然災害に備え、防災・減災に向けた取組を進めてまいります。

また、宮崎県日向灘で発生した地震の影響により、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されました。本町では、住民の皆様に防災行政無線や防災メールなどにより地震への備えの再確認について呼びかけたところでございます。臨時情報については8月15日に終了の発表がございましたが、これをもって地震が起こる可能性がなくなったわけではございません。今後におきましても、情報に対する基本的な理解が深まり、住民の皆様の安全・安心につながりますよう、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

さて、本定例会に提出し、ご審議をお願いします諸議案は、報告事項として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告について4件、議案として、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定について7件、令和5年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定について1件、令和5年度下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について1件、令和6年3月31日をもって解散した令和5年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について1件、条例の一部改正3件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算3件、工事請負契約及び工事請負変更契約の締結について2件、物品購入契約の締結について1件、町道路線の認定及び変更について2件の合計25議案でございます。

議案第56号から議案第62号の7件につきましては、令和5年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

議案第63号及び議案第64号の令和5年度上富田町水道事業会計及び下水道事業会計剰余金処分及び決算認定については、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を得て剰余金の処分を行うものであります。

議案第65号につきましては、令和6年3月31日をもって解散した上大中清掃施設組合の令和5年度上代中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

それぞれ監査委員の意見書を付して提出させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第５号から報告第８号までの４件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

これは、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっています。

なお、令和５年度の決算のそれぞれの比率は、法律で定められている基準内であります。

次に、議案第６６号につきましては、上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。

これは、子ども医療費の助成対象を１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの者に拡充するため、本案を提出するものであります。

次に、議案第６９号につきましては、令和６年度上富田町一般会計補正予算（第３号）でございます。

今回、補正前の額額に１億３，９２８万４，０００円を追加し、予算総額を８６億６，７１３万９，０００円と定めています。

今回の補正予算において、和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金を活用し、学校給食費の無償化を実施するため、必要な予算措置をしております。この補助金の対象となりますのは、令和６年１０月から令和７年３月分の児童・生徒の学校給食費でございます。

そのほか、補正予算の主な内容としましては、大谷総合センターの耐震改修設計委託料１，０００万円、はるかぜ保育所隣接地の土地購入費１，１００万円、日ノ出住宅の払下げに係る改修工事請負費３，０００万円、建物補償費４，６５４万５，０００円などを措置しています。

歳入では、国県支出金、寄付金、繰入金、諸収入、町債で、現在見込み得る範囲で充当補填しています。

また、会期中に、上富田町教育委員会委員の任命についての人事案件１件を追加議案として提出させていただく予定であります。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第４ 議案第５６号～日程第１７ 報告第８号

○議長（松井孝恵）

この際、日程第４ 議案第５６号、令和５年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に

ついてから日程第 17 報告第 8 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 5 年度上富田町下水道事業会計の資金不足比率の報告についてまで 14 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

会計管理者、笠松昭宏君。

○会計管理者（笠松昭宏）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 56 号から議案第 65 号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従いそれぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第 56 号、令和 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

12 ページをお願いいたします。

議案第 57 号、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

15 ページをお願いいたします。

議案第 58 号、令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

18 ページをお願いいたします。

議案第 59 号、令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

20 ページをお願いいたします。

議案第 6 0 号、令和 5 年度上富田町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

2 3 ページをお願いいたします。

議案第 6 1 号、令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

2 6 ページをお願いいたします。

議案第 6 2 号、令和 5 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

2 8 ページをお願いいたします。

議案第 6 3 号、令和 5 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

3 3 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号、令和 5 年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度上富田町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度上富田町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

3 8 ページをお願いいたします。

議案第 6 5 号、令和 5 年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

それでは、参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。

恐れ入りますが、40ページの参考資料をお願いいたします。

令和5年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表でございます。

議案第56号の一般会計につきましては、歳入総額8億4,167万2,876円、歳出総額7億5,258万1,397円、歳入歳出差引額2億8,909万1,479円、うち翌年度繰越財源額3,443万4,000円、実質収支額2億5,465万7,479円、地方自治法の規定による基金繰入額1億7,000万円、翌年度繰越額8,465万7,479円です。

次に、議案第57号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額1億9,353万8,804円、歳出総額1億4,892万3,870円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の461万4,934円です。

次に、議案第58号の宅地造成事業につきましては、歳入総額2,762万9,828円、歳出総額9,946万7,836円、歳入歳出差引額、実質収支額はマイナス7,183万8,008円です。

これにつきましては、令和6年度からの繰上充用で補填措置をしております。

次に、議案第59号の奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の669万6,425円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともゼロ円でございますので、繰越しはございません。

次に、議案第60号の介護保険につきましては、歳入総額1億9,352万4,976円、歳出総額1億6,162万8,685円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の3,189万6,291円です。

次に、議案第61号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額3億4,922万9,508円、歳出総額3億4,589万7,448円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の333万2,060円です。

次に、議案第62号の朝来財産区につきましては、歳入総額1,099万2,556円、歳出総額942万8,869円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同額の156万3,687円です。

次に、議案第63号の水道事業につきましては、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額5億4,132万7,125円、歳出総額3億9,615万3,628円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同額の1億4,517万3,497円です。

なお、当年度純利益は1億3,011万1,998円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額5,183万6,550円、歳

出総額2億4,909万8,060円、歳入歳出差引額及び実質収支額はマイナスの1億9,726万1,510円です。こちらにつきましては、減債積立金等で補填をしてございます。

次に、議案第64号の下水道事業につきましては、収支的收入及び支出につきましては、歳入総額4億9,502万2,706円、歳出総額4億7,217万1,475円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同額の2,285万1,231円です。

なお、当年度純利益は2,285万1,231円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額1億23万円、歳出総額2億1,574万1,404円、歳入歳出差引額及び実質収支額はマイナスの1億1,551万1,404円です。こちらにつきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填してございます。

次に、議案第65号の上大中清掃施設組合の決算に関しましては、解散に伴う事務の承継に関する協議書で、組合の解散に伴う歳入歳出決算事務、監査委員の審査及び議会の認定については上富田町が行うとなっており、また、組合の解散に伴い生じる剰余金は上富田町一般会計に繰り入れるとなっております。

それでは、令和6年3月31日をもって解散した上大中清掃施設組合一般会計につきまして説明させていただきます。

歳入総額9,497万5,294円、歳出総額9,345万8,477円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の151万6,817円です。こちらにつきましては、令和6年度上富田町一般会計へ繰り出ししてございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いいたします。

12番、大石哲雄君。

○12番（大石哲雄）

それでは、令和5年度の決算審査並びに財政健全化審査及び経営健全化審査を行いましたので、報告をさせていただきます。

まず、各会計の決算審査の報告をいたします。

7月30日から8月28日までの期間、中松代表監査委員と共に10会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査いたしましたと

ころ、各会計にわたり計数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、議案書に添付しております審査意見書に個別の意見を記載しておりますので、お目通しお願い申し上げます。

議案第56号、一般会計であります。

さて、令和5年度の一般会計決算額につきましては、歳入総額が81億4,167万2,876円、歳出総額78億5,258万1,397円、歳入歳出の差引額は2億8,909万1,479円となっております。

なお、これには繰越明許費3,443万4,000円が含まれておりますので、実質収支といたしましては、令和4年度と比べ約6,774万円増の2億5,465万7,479円となっております。

まず、歳入全般についてであります。自主財源について、令和4年度と比較して約4億5,500万円増となっております。主な要因としては、町税が堅調に推移していることに加え、固定資産税の増収によるもので、歳入総額に占める自主財源の構成比率についても41.4%、対前年度の比率は15.6ポイントの増となっております。

今後においても、自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望しております。

歳出決算額を性質別に区分したものでは、消費的経費において、対前年度比5.1%増の51億6,688万4,000円となっております。人件費が対前年度比1.5%の増、物件費が対前年度比7.4%の増となっており、物件費では、防災行政無線の戸別受信機の購入などが増額の主な要因として挙げられます。また、扶助費についても年々増額となっており、今後も増えていくことが予想されます。

続いて、投資的経費につきましては、前年度比1.4%減の6億423万5,000円となっており、主なものといたしましては、防災行政無線改修事業が挙げられます。

今後も扶助費等に多額を要することが予想されますので、経費の節減に努め、財政構造の弾力性を保持するよう要望しております。

次に、町税についてであります。収入済額について増額となっており、全体の徴収率は98.7%と前年度比0.2ポイント改善しております。和歌山地方税回収機構への移管及び税務課による徴収対策の成果であり、今後も引き続き、積極的な徴収対策の実施、納税意識の高揚を図るなど、滞納の減少と整理に格段の努力をされるよう要望しております。

次に、使用料等についてであります。

住宅使用料における徴収率は、前年度比0.8ポイント悪化、今後も徴収率の向上に万全を期されるよう要望しております。

保育料につきましては、令和４年度から引き続き徴収率１００％であることが確認できました。

住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金につきましては、令和３年度に償還期限を迎え、過年度の債権回収のみとなっております。徴収率につきましては、住宅新築資金貸付金については６．１％、宅地取得資金貸付金については６．４％と依然低い水準で推移しています。

今後も徴収率の向上に努力されるとともに、回収不能物件につきましては積極的な債権放棄の実施等、事業終結に向け、債権回収等の処理と整理に取り組まれるよう要望しております。

次に、一般会計の令和５年度末の町債残高は５２億６，１６４万７，８５８円で、令和４年度末に比べ約３億７，０００万円の減となっております。令和５年度の町債の借入額は２億５，５０１万５，０００円で、臨時財政対策債、防災行政無線改修事業債が主なものであります。年度末現在高は減少いたしました。今後も行政需要はさらに多岐多様になるものと思われますので、より一層効率的な行財政運営に努められるよう要望しております。

次に、議案第５７号、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は１９億５，３５３万８，８０４円、歳出総額は１９億４，８９２万３，８７０円となり、差引き４６１万４，９３４円の黒字となっております。国民健康保険税の徴収率に関しては、８７．９％と前年度比０．２ポイント改善しております。

今後も徴収率の向上に努められるよう要望しております。

次に、議案第５８号、特別会計宅地造成事業です。

令和５年度の赤字額は７，１８３万８，００８円となり、赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、赤字解消に向けて取り組まれるよう要望しております。

議案第５９号、特別会計奨学事業については、個別的意見はありません。

次に、議案第６０号、特別会計介護保険であります。

徴収率につきましては９９．２％、前年度比０．１ポイント改善しております。引き続き、徴収率の向上に努めていくよう要望しております。

次に、議案第６１号、特別会計後期高齢者医療であります。

徴収率につきましては９９．７％となっております。引き続き、徴収率の向上に努めていくよう要望しております。

議案第６２号、特別会計朝来財産区については、個別的意見はありません。

次に、議案第６３号、水道事業会計であります。

令和5年度につきましては、1億3,011万1,998円の純利益を計上しております。

今後とも、経費の節減に取り組むとともに、改良工事等の計画的な遂行に努め、日常生活に不可欠な水道の安定供給に一層努力されるよう要望しております。

次に、議案第64号、下水道事業会計です。

公営企業法適用後初年度となる令和5年度につきましては、2,285万1,231円の純利益を計上しております。

今後とも、経費の節減に取り組むとともに、接続率の向上、改良工事等の計画的な遂行に努め、日常生活に不可欠な下水道の安定運営に一層努力されるよう要望しております。

議案第65号、上大中清掃施設組合一般会計につきましては、個別的意見はございません。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。

報告第5号から第8号でございます。

財政健全化審査における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項及び経営健全化審査における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

報告第5号、財政健全化審査では、実質公債比率につきましては11.2%となっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っておりますが、今後の地方債の借入れについては十分留意されるよう要望しております。

報告第6号、特別会計宅地造成事業経営健全化審査では、実質収支額は7,183万8,000円の資金不足となりますが、土地収入見込額1億6,832万2,000円を充当した結果、資金剰余額として9,648万4,000円が生じ、算定上の資金不足は生じないことを確認いたしました。

報告第7号、水道事業会計から報告第8号、下水道事業会計における経営健全化審査については、いずれも資金不足は生じないことを確認いたしました。

結びに、エネルギーや原材料などの価格高騰による地域経済への悪影響が懸念される中、少子高齢化がさらに進むことや公共施設の更新など、財政運営は引き続き厳しいものになることが予想されます。また、全国的に見ましても、地震や台風による自然災害では多大な被害が発生しており、上富田町においてもいつ被災してもおかしくない状況にあり、財政面でも備える必要があると考えます。今後も、より一層効率的な行財政運営に努められ、本町の発展と町民福祉の向上を図られるよう要望しております。

以上で、令和５年度の決算審査並びに財政健全化審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第５号から報告第８号についてご説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和５年度の決算における健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものです。

それでは、第５号をお願いいたします。

報告第５号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和５年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和５年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和６年９月５日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

こちらは監査委員の審査意見書になります。

中段の表でご説明をいたします。

中段の表①実質赤字比率につきましては、普通会計における赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和５年度の決算におきましては、黒字で実質赤字額がありませんので、横棒表示としております。

表の②連結実質赤字比率は、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計の合計赤字額の標準財政規模に対する比率になります。

令和５年度決算におきましては、黒字で連結実質赤字額がありませんので、横棒表示としております。

表③実質公債費比率につきましては、普通会計、特別会計、地方公営企業会計に加え、上富田町が加入している一部事務組合と公立紀南病院組合における普通会計が負担した元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率となります。

また、実質公債費比率は、令和３年度から令和５年度までの３か年度の平均で計算をいたします。その結果が１１．２％であり、令和４年度の１２．３％と比較しまして１．１ポイント改善しております。要因としましては、税収増などにより、分母となる標準財政規模が拡大したことによるものと分析しております。

続きまして、表④将来負担比率でございます。将来負担比率につきましては、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

令和5年度決算におきましては、算定上、将来負担額よりその財源となる収入見込み、基金残高などが上回ったことにより、横棒表示としております。

以上のとおり、上富田町の令和5年度決算における健全化判断比率は、4つの指標とも早期健全化基準以下となっており、財政は健全であると言えます。

続きまして、報告第6号から報告第8号につきましては、地方公営企業会計の資金不足比率についての報告となります。

それでは、報告第6号をお願いいたします。

報告第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

このページは、監査委員の審査意見書になります。

宅地造成事業につきましては、実質収支額が7,183万8,000円の資金不足、赤字となりますが、資金不足比率の計算上では、所有する土地の販売収入見込額を充当するといったルールがございます。土地収入見込額1億6,832万2,000円を充当した結果、資金剰余額が9,648万4,000円となりますので、資金不足比率につきましては横棒表示としております。

続きまして、報告第7号をお願いいたします。

報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和5年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

監査委員の審査意見書になります。

水道事業につきましては、資金剰余金が9億1,100万3,000円となりますので

で、資金不足比率につきましては横棒表示としております。

続きまして、報告第8号をお願いいたします。

令和4年度決算までは公共下水道事業と農業集落排水事業、それぞれの会計について資金不足比率の報告をしていましたが、令和5年度からは地方公営企業法の全部適用に併せ、下水道事業会計として一本化されておりますので、下水道事業会計の資金不足比率として報告するものでございます。

報告第8号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和5年度上富田町下水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度上富田町下水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。監査委員の審査意見書になります。

下水道事業につきましては、資金剰余金が4億5,412万6,000円となりますので、資金不足比率につきましては横棒表示としております。

以上、3つの地方公営企業会計における資金不足比率につきましては、全て横棒表示となります。

令和5年度の決算における健全化判断比率と資金不足比率の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第56号、令和5年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13 議案第65号、令和5年度上大中清掃施設組合歳入歳出決算認定についてまでの10件については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第65号については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第

7条第3項の規定に基づき、議長の私と監査委員の大石議員を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたしますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告をいたします。

委員長に5番、山本哲也君、副委員長に10番、谷端清君が就任されました。

委員長はじめ委員の皆様、大変ご苦勞ですが、よろしくお願いをいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第14 報告第5号から日程第17 報告第8号までの4件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告をするものです。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第5号から報告第8号までの4件を一括で行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

それでは、報告4件について一括で質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第5号から報告第8号の件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告を行うもので、承認を要しませんので、これをもって終了いたします。

暫時休憩をいたします。

10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時23分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

△日程第18 議案第66号～日程第28 議案第76号

○議長（松井孝恵）

休憩前に引き続いて、日程第18 議案第66号、上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例から日程第28 議案第76号、町道路線の変更についてまでの11件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第66号と第67号についてご説明を申し上げます。

議案書の50ページをお願いします。

議案第66号、上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。子ども医療費の助成対象を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に拡充するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条中「を対象する」を「又は自らが医療費を負担している対象となる子どもとする」に改める。

附則です。

施行期日について、第1項において、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

経過措置として、第2項において、この条例による改正後の上富田町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療の給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療の給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によると定めています。

次の52ページには、参考資料として新旧対照表を添付してございます。

53ページの改正の要旨でご説明を申し上げます。

議案書53ページ、上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の要旨です。

1、改正の趣旨。

子ども医療費の助成対象を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に拡充するため、本案を提出する。

2、改正の内容。

子ども医療費の助成対象者を、「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」に改正し、自らが医療費を負担している場合でも要件を満たすよう改正する。

補足説明ですが、この子ども医療費につきましては、これまで子供の保護者に対して支給すると定めておりましたが、今回の年齢拡充に伴い、就労を行っているなど、18歳までのいわゆる自立をしている子供の場合で、保護者ではなく医療費を支払う子供自身に対しても支給できるよう改正を行うものであります。

3、施行期日を令和7年4月1日から施行すると定めてございます。

議案第66号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第67号についてご説明を申し上げます。

議案書54ページをお願いいたします。

議案第67号、上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条

例。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、本条例における引用条項を改正するため、本案を提出する。

続いて、次のページをお願いいたします。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第2条」を「前条」に改め、同条第2項第2号から第4号までの規定中「施行令第2条の4第5項」を「施行令第2条の4第7項」に改め、同項第5号中「施行令第2条の4第4項」を「施行令第2条の4第6項」に改める。

附則。

この条例は、令和6年11月1日から施行するとしております。

次のページには、参考資料として新旧対照表を添付しております。ご参照ください。

続く57ページをお願いいたします。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正の要旨です。

1、改正の趣旨。

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、第2条の4に規定する項番号が新設及び削除等で改正されたことにより、本条例における引用条項を改正するため、本案を提出する。

なお、この同法施行令の改正内容は、児童扶養手当の支給の制限に係る所得基準額の引上げ等となっており、引用している条項は、この上富田町ひとり親家庭医療費の支給対象とならない所得制限についてそれぞれ定められている条項となります。

2、改正の内容。

所得要件のために引用している「施行令第2条の4」の第5項を第7項に、第4項を第6項に改正する。

3、施行期日。

令和6年11月1日から施行する。

なお、この本改正（案）は、令和6年7月31日付で根拠となる児童扶養手当施行令が改正されたことに伴う引用条項の改正であります。同法の施行期日が11月1日となっていることから、専決処分ではなく議案として上程をさせていただくものです。

以上ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第68号につきまして説明させていただきます。

58ページをお願いいたします。

議案第68号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、令和6年12月2日から被保険者証が廃止され、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険条例の一部改正。

上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

以下、条例改正の案文でございます。

改正内容につきまして、改正の要旨に沿って説明させていただきますので、61ページの参考資料をお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部改正の要旨でございます。

1、改正の趣旨といたしまして、マイナンバー法等の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止され、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしまして、国民健康保険法第127条第1項は罰則規定であり、国民健康保険法第9条第3項もしくは第4項の規定とは、国民健康保険料を納付しない者に対し被保険者証の返還を求めることができるとなっているため、被保険者証の廃止に伴い、過料の規定を削るものでございます。

3、施行期日といたしまして、被保険者証が廃止される令和6年12月2日から施行することとなっております。

恐れ入りますが、59ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

附則。

第2項では、経過措置を定めてございます。

参考資料として、60ページに新旧対照表を添付してございます。恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第69号についてご説明いたします。

62ページをお願いいたします。

議案第69号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,928万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,713万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に1,381万5,000円を追加し、12億4,176万円と定めています。

16款県支出金では、補正前の額に1,706万7,000円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に30万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に1億4,014万7,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額から3,364万5,000円を減額。

22款町債では、補正前の額に160万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1億3,928万4,000円を追加し、86億6,713万9,000円と定めております。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費では、補正前の額に1, 238万8, 000円を追加し、13億5, 299万9, 000円と定めております。

3款民生費では、補正前の額に2, 339万円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に319万円を追加。

6款商工費では、補正前の額に30万円を追加。

7款土木費では、補正前の額に8, 309万2, 000円を追加。

8款消防費では、補正前の額に126万8, 000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に249万6, 000円を追加。

10款災害復旧費では、補正前の額に1, 316万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1億3, 928万4, 000円を追加し、86億6, 713万9, 000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」。

追加が1件ございます。

9、公共土木施設災害復旧事業では、限度額160万円と定めております。

恐れ入りますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しいたきますようお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから68ページまでは、恐れ入りますがお目通しをいただきますようお願いいたします。

それでは、内訳につきましてご説明いたしますので、73ページをお願いいたします。

内訳の説明につきましては、各項の科目及び補正額について、また、目以下につきましては、主なものについてのみご説明いたします。

3、歳出です。

2款総務費、1項総務管理費では、補正前の額に1, 238万8, 000円を追加。

2目防災対策費では、防災行政無線の放送に係る支柱の修繕、木造住宅耐震診断業務委託料20件分を追加措置してございます。

5目財務管理費では、令和5年度に購入しております保健センター前の道路横にある農業用倉庫等の撤去並びに敷ならし費用として50万円を措置しております。

10目企画費、こちらの10節需用費から17節備品購入費につきましては、複合印刷機の寄贈があったことにより、借上料から維持管理に必要な経費へと予算の組替えをするものでございます。

24節積立金につきましては、花火大会への寄付として企業版ふるさと納税があった

ものを積み立てるものでございます。

1 1 目定額減税補足給付金事業費（調整給付）につきましては、給付に当たっての本算定の結果、不足となる給付金分の追加措置をするものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費では、補正前の額に 1, 0 3 0 万円を追加。

3 目大谷総合センター運営費では、1 0 節需用費では空調設備及び水道設備の修繕費用、1 2 節委託料では耐震診断のほうが終わりましたので、引き続き耐震改修、大規模修繕に向けた実施設計費を措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項児童福祉費では、補正前の額に 1, 2 2 9 万円を追加。

4 目保育所費、1 6 節公有財産購入費では、はるかぜ保育所における駐車場不足の解消、保育室の増設などを見込んだ土地購入費として 1, 1 0 0 万円を措置してございます。

5 目児童館費、1 4 節工事請負費では、朝来児童館に屋内手洗い場を 3 基程度設置するため、8 5 万円を措置してございます。

4 項保険年金費では、補正前の額に 7 4 万円を追加。こちらにつきましては、令和 5 年度分の精算に伴う返還金を措置してございます。

5 項老人福祉費では、補正前の額に 6 万円を追加。こちらはシルバー人材センター設立準備委員会の費用弁償を措置してございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費では、補正前の額に 3 1 9 万円を追加。

4 目農業施設整備事業費、1 4 節工事請負費では、岩崎の農業用水管の補修工事請負費として 2 4 4 万円を措置。

1 8 節負担金、補助および交付金では、県事業として実施している市ノ瀬ジュンサイ池や杉山池に係る県営中山間総合農地防災事業費の増額に伴う負担金の追加分として 7 5 万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

6 款商工費、1 項商工費では、補正前の額に 3 0 万円を追加。先ほどの企業版ふるさと納税分となります。

7 款土木費、1 項土木管理費では、補正前の額に 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

2 項道路橋梁費では、補正前の額に 5 3 0 万円を追加。

2 目道路橋梁維持費、1 4 節工事請負費では、町内会要望、また通学路の対策費として 5 0 0 万円を措置してございます。

4 項都市計画費では、補正前の額に 5 0 万円を追加。こちらは彦五郎公園の風力発電の蓄電池交換の修繕費用となります。

次のページをお願いいたします。

5項住宅費では、補正前の額に7,727万6,000円を追加。

1目住宅管理費、14節工事請負費では、日ノ出住宅払下げに向けた倉庫の除却ほか改修工事請負費として3,000万円を措置してございます。

21節補償、補填及び賠償金では、同じく日ノ出住宅の払下げに係る建物補償費として4,654万5,000円を措置。

共に財源につきましては、小集落改良住宅基金となります。

8款消防費、1項消防費では、補正前の額126万8,000円を追加。こちらは令和5年度精算に伴う委託料の追加分となっております。

9款教育費、4項学校給食費では、補正前の額に194万9,000円を追加。

10節需用費では、調理器具等の修繕費用を措置してございます。

5項社会教育費では、補正前の額に54万7,000円を追加。

1目社会教育総務費では、郷土資料館に係るといの修繕、また消火器の購入費を措置してございます。

3目公民館費では、朝来コミュニティセンターの窓ガラスの修繕料を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費では、補正前の額に700万円を追加。こちら、1目単独災害復旧事業費では、農道荒堀交和線におけるのり面吹きつけの復旧工事費を措置してございます。

2項公共土木施設災害復旧費では、補正前の額に616万円を措置。

2目現年発生公共土木施設災害復旧事業費では、町道奥草ダマ線の斜面崩壊を復旧するための工事費を措置してございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、69ページをお願いいたします。

2、歳入。

15款国庫支出金、2項国庫補助金では、補正前の額に1,381万5,000円を追加。

1目総務費国庫補助金では、木造耐震診断に対する国庫補助分及び調整給付金に係る財源を措置。

8目災害復旧費国庫補助金では、災害復旧に係る国庫補助分を措置してございます。

16款県支出金では、2項県補助金では、補正前の額に1,706万7,000円を追加。

1 目総務費県補助金では、木造耐震診断に対する県補助金を措置してございます。

また、5 目教育費県補助金では、給食費の無償化に対する県補助金 1, 6 8 2 万 2, 0 0 0 円を措置してございます。

1 8 款寄付金、1 項寄付金では、補正前の額に 3 0 万円を追加。

次のページをお願いいたします。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金では、補正前の額に 1 億 4, 0 1 4 万 7, 0 0 0 円を追加してございます。

6 目財政調整基金繰入金では、給食費無償化に係る一般財源分のほか、歳出における一般財源分を繰入れ補填するものとして、6, 3 0 0 万円を追加措置。

7 目小集落改良住宅基金繰入金では、日ノ出住宅の払下げに係る財源として繰り入れるものになります。

2 1 款諸収入、3 項雑入では、補正前の額から 3, 3 6 4 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。こちらにつきましては、給食費の無償化により保護者負担分による給食事業収入を減額するものでございます。

2 2 款町債、1 項町債では、新たに 1 6 0 万円を措置してございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

私からは、議案第 7 0 号につきまして説明させていただきます。

8 3 ページをお願いいたします。

議案第 7 0 号、令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）。

令和 6 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 8 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 億 5, 6 7 2 万 1, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

5款繰入金では、補正前の額に4万7,000円を追加し、2億2,198万5,000円と定めています。

7款諸収入では、補正前の額に378万9,000円を追加。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に383万6,000円を追加し、19億5,672万1,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に4万7,000円を追加し、5,526万5,000円と定めています。

7款諸支出金では、補正前の額に378万9,000円を追加。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に383万6,000円を追加し、19億5,672万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

85ページから87ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

88、89ページをお願いいたします。

2、歳入です。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では4万7,000円を追加。

7款諸収入、2項雑入、4目診療報酬等返還金へは新たに378万9,000円を追加。過年度分診療報酬等返還金を措置してございます。国保連合会からの過年度分診療報酬の精算による返還金となります。

続きまして、90、91ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金では4万7,000円を追加。

7款諸支出金、2項返還金、1目返還金へは新たに378万9,000円を追加。過年度分保険給付費等交付金返還金として措置してございます。歳入にて計上いたしております過年度分診療報酬返還に伴う県への交付金返還金となります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしくお願いします。

私からは、議案第71号についてご説明いたします。

９２ページをお願いします。

議案第７１号、令和６年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）。

令和６年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４５７万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億１６６万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年９月５日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第１表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

７款繰入金、２項基金繰入金では、補正前の額に４５７万５，０００円を追加し、２，２３７万８，０００円と定めています。

歳入合計では、補正前の額に４５７万５，０００円を追加し、１７億１６６万７，０００円と定めています。

歳出です。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金では、補正前の額に４５７万５，０００円を追加し、５０７万５，０００円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に４５７万５，０００円を追加し、１７億１６６万７，０００円と定めています。

９４ページをお願いします。

歳入歳出事項別明細書、１、総括です。このページから９６ページまでは、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いします。

９７ページをお願いします。

２、歳入です。

７款繰入金、２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金では補正前の額に４５７万５，０００円を追加し、２，２３７万８，０００円としております。

９９ページをお願いします。

３、歳出です。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金では４７５万５，０００円を追加、過年度分介護給付費交付金支払基金返還金と過年度分地域支援事業交付金支払基

金返還金をそれぞれ措置しています。

以上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 10 時 58 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 72 号についてご説明申し上げます。

101 ページをお願いします。

議案第 72 号、工事請負変更契約の締結について。

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。
記。

1、契約の目的。令和 6 年度 第 1 号 公民館事業 南紀の台公民館建設工事。

2、契約金額。変更前、一金、2 億 9,428 万 9,600 円。変更後、一金、2 億 9,755 万 7,700 円。一金、326 万 8,100 円の増。

3、契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2502-6、株式会社堀組、
上富田営業所所長谷口隆司。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 5 月 17 日契約に係る令和 6 年度 第 1 号 公民館事業 南紀の第公民館建設工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により本案を提出し、議会の議決を求める。

本工事につきましては、令和 6 年 5 月 7 日に入札を行い、5 月議会にてご承認いただきました工事でございます。

まず、今回の工事請負変更契約の概要についてご説明させていただきますので、10

3 ページの参考資料をお願いします。

工事請負変更契約の概要。

1、工事の概要です。

当初から変更した箇所につきましては、スパイラルスクリー掘削一式の追加、G－ECSパイル工法18本について、21本——うち3本については再施工となってございます——に変更してございます。

2、変更の理由でございます。

G－ECSパイル工法により回転貫入鋼管杭18か所を打設する予定でありましたが、うち3か所において高止まりし、設計深さまで到達できず施工困難となった。このことから、工事を一旦中止し関係機関と協議を重ねたところ、工事概要の一部を変更することが決定したため、それに伴う契約金額の増額及び工期の延長を行うことになります。

1枚戻りまして、102ページをお願いします。

参考資料といたしまして、建設工事請負変更仮契約書の写しを添付してございます。この仮契約書の条項において「議会の議決を得たのち本契約とする」と定めてございます。

本議案は、提案理由にございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める価格5,000万円以上の契約の締結となるため、今回上程させていただくものです。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第73号についてご説明申し上げます。

104ページをお願いいたします。

議案第73号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。
記。

1、契約の目的。令和6年度 第2号 小学校管理事業 朝来小学校屋内運動場空調設備設置（機械設備）工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。一金、5,295万4,000円。

4、契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3001番地の11、株式会社栗田設備、代表取締役栗田清人。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

今回の工事請負契約の概要についてご説明させていただきます。

107ページの参考資料をお願いいたします。

本契約における工事の概要です。

朝来小学校屋内運動場空調設備設置 機械設備工事 一式。

ガスヒートポンプ室外機4台、天つり型室内機16台、LPガスバルクタンク1組ほかでございます。

工事の目的です。

教育環境の改善及び災害発生時における地域の避難所としての機能強化を図るためとしてでございます。

工期につきましては、議会の議決日の翌日から令和7年2月28日までとなります。

本工事につきましては、去る令和6年7月18日に特定機械設備業者5者による指名競争入札を執行し、落札者を決定してございます。

資料105ページをお願いいたします。

参考資料としまして、建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

106ページをお願いいたします。

この契約書の最終条項において、「この契約は、上富田町の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとする」と定めてございます。

本議案は、提案理由にございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となるため、今回上程させていただくものとなります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第74号について説明させていただきます。

108ページをお願いいたします。

議案第74号 物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。令和6年度 第1号 防災対策事業 トイレトラック購入。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。一金、2,654万7,280円。

4、契約の相手方。静岡県御殿場市東山990番地、御殿場コート4J、一般社団法人助けあいジャパン、代表理事石川淳哉。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

次の109、110ページに、参考資料として物品購入仮契約書の写しを添付してございます。

この仮契約書の14条において、「上富田町議会の議決を得たときに、本契約が成立するもの」としてございます。

111ページをお願いいたします。

物品購入契約の概要でございます。

1、契約の内容。トイレトラックを1台購入いたします。

2、物品購入の目的。災害時の避難所等でのトイレ問題を解決するため。

3、納入期限。令和7年3月31日まででございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第75号と議案第76号についてご説明申し上げます。

112ページをお願いします。

議案第75号、町道路線の認定について。

別紙のとおり町道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道路線の認定について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

町道路線認定調書でございます。

路線番号 3 1 0 5、路線名、根皆田支線、延長が 3 5 7. 2 5 メートル、幅員が最小 3. 0 メートルから最大 9. 0 メートルになります。

次のページからは、参考資料として認定路線調書と認定路線位置図を添付しておりますので、1 1 6 ページの認定路線位置図をお願いいたします。

場所につきましては、市ノ瀬地区根皆田川の左岸側沿いで、国道 3 1 1 号線から町道根皆田線との交差点までになります。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 6 号についてご説明申し上げます。

1 1 7 ページをお願いいたします。

議案第 7 6 号、町道路線の変更について。

別紙のとおり町道路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

道路法第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、別紙町道路線の変更について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

町道路線変更調書でございます。

路線番号 3 0 1 2、路線名、根皆田中央線、延長が 5 6 4. 8 5 メートルから 9 2 2. 1 0 メートルと 3 5 7. 2 5 メートルの追加となり、幅員につきましては、最小幅員が 5. 3 メートルから 3. 0 メートルに減少となります。

次のページからは、参考資料としまして変更路線調書と変更路線位置図を添付しておりますので、1 2 1 ページの変更路線位置図をお願いします。

場所につきましては、市ノ瀬地区根皆田川の右岸側沿いの根皆田中央橋から風呂谷橋までの路線であります。移転位置を根皆田中央橋から市ノ瀬北岸地区農業集落排水処理施設付近に変更し、3 5 7. 2 5 メートル延長するものになります。

先ほどの議案第 7 5 号と本議案第 7 6 号の 2 つの議案につきましては、2 級河川根皆田川の河川管理道であり、和歌山県の管理になります。沿線には住宅が増加し、長年町内会から町道認定の要望がありましたが、舗装の傷みが激しい状況でありました。今年度ようやく舗装修繕が完了しましたので、今回、町道路線の認定と町道路線の変更をお願いするものになります。

なお、参考としまして、今回上程した町道路線の認定と変更で 7 1 4. 5 メートルの

追加となり、追加後の町道路線につきましては6 7 2路線で、総延長としましては2 2 4. 5 9キロメートルとなります。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

これで延会いたします。

次回は9月13日金曜日午前9時00分となっていますので、ご参集をお願いします。
お疲れさまでした。

延会 午前11時14分